

顧問契約ご説明資料



当事務所では、弁護士の顧問契約を行っています。
顧問契約とは、法的相談や法的書面の確認・作成、事件受任などのサービスを継続的に提供する契約です。

顧問契約を締結するメリット

締結していない場合

- 法的問題について、自分で収集した情報が正しいかどうかを確信できないため、トラブルを予防しきれない
- トラブルが発生してから弁護士を探すため、事態が悪化してしまう
- トラブル解決にあたって、弁護士の能力や相性がニーズに合わなかった場合に、再度探さなければならない



締結している場合

- 不安に感じた法的問題について相談すれば、すぐに正しい情報を教えてもらえるため、トラブルを予防できる
- トラブルが発生しそうな段階で、早期に相談できるため、事態の悪化を防げる
- 契約時点で弁護士の能力や相性を確かめているため、安心してトラブル解決を任せられる



内容 1 法律相談

時間制限なく、面談（出張も可）・メール・電話による法律相談を承ります。

内容 2 法的サービスの優先提供

繁忙期や業務時間外であっても、顧問先のお客様の対応を優先します。

内容 3 対外的表示

お客様の店頭・ホームページなどで、顧問弁護士の名前を表示いただけます。

内容 4 書面作成／契約書確認

内容証明などの簡易な書類作成や、各種契約書の確認を無料で行います。

内容 5 役員様・従業員様の相談

福利厚生の一環として、個人の法的問題に関する相談を無料で行います。

内容 6 着手金・報酬金の割引有／分割払い可

契約内容に応じて着手金・報酬金を割引きます。費用の分割払いも承っております。

様々な業種のお客様と顧問契約を締結しています。



相談例

- 解雇・退職
- 残業代請求
- 各種ハラスメント（セクハラ・パワハラなど）対応
- 債権回収
- 不当要求・クレーマー対策
- 会社運営（株主総会・取締役会運営）
- 労働災害対応
- 事業再生・倒産
- 各種契約書作成・確認
- 消費者対応
- 企業犯罪・刑事事件

事務所理念である「頼れる 身近な 法律事務所」を目指し続けて、日々研鑽を重ねています。

特長 1

充実した体制の 頼れる法律事務所

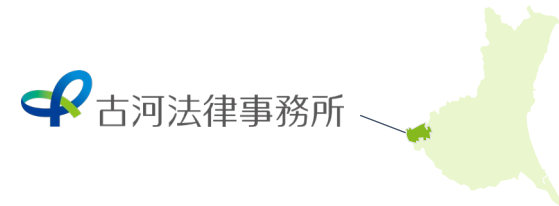
当事務所は弁護士が3名在籍する茨城県古河市内で最大規模の法律事務所です。担当弁護士と代表弁護士の2人体制が基本ですが、ご相談内容に応じて柔軟に体制を変更できます。



特長 2

地域に密着した 身近な法律事務所

顧問弁護士が遠方にいる場合、突然の事態に対応することは難しいです。当事務所は地域に密着しているため、何かトラブルがありましたら、すぐに駆け付けることができます。





代表弁護士

志村 和俊

茨城県弁護士会所属（登録番号32673）
慶應義塾大学法学部法律学科卒業

平成15年11月	司法試験合格
平成16年4月	司法研修所入所（第58期）
平成17年10月	茨城県弁護士会登録
平成20年度	茨城県弁護士会下妻支部支部長・茨城県弁護士会常議員
平成21年10月	古河法律事務所設立
平成25年度	茨城県弁護士会常議員
平成26年度	茨城県弁護士会副会長



弁護士

立石 有作

日本大学法学部
法律学科卒業

平成20年4月	同志社大学法科大学院 入学
平成22年3月	同志社大学法科大学院 卒業
平成24年11月	司法研修所入所（第66期）
平成25年12月	茨城県弁護士会登録
平成25年12月	古河法律事務所入所



弁護士

仲野 正識

首都大学東京（現：東京都立大学）
都市教養学部法学系卒業

平成26年4月	横浜国立大学法科大学院 入学
平成29年3月	横浜国立大学法科大学院 卒業
令和1年11月	司法研修所入所（第73期）
令和3年12月	茨城県弁護士会登録 古河法律事務所入所

お客様の利用頻度に応じた3パターンの契約方法を用意しています。

	簡易顧問契約	通常顧問契約	特別顧問契約
顧問料	44,000円(税込) /月	77,000円(税込) /月	110,000円(税込) /月
相談回数	面談・電話・メールでの 相談は無制限 出張相談は1回/月	全て無制限	全て無制限
簡易な書面の作成回数	1回/月	無制限	無制限
契約書の確認回数	1回/月	3回/月	無制限
役員様の無料相談	初回のみ	1人につき3回/月 ※人数の制限は無	無制限
従業員様の無料相談	初回のみ	1人につき2回/月 ※人数の制限は無	無制限
簡易交渉の着手金無料サービスの有無	× (割引のみ)	○ (3件/年)	○ (10件/年)
複雑な交渉・調停・訴訟の着手金無料サービスの有無	× (割引のみ)	× (割引のみ)	○ (3件/年)
着手金・報酬金の割引率	15%割引	30%割引	50%割引

法人名

弁護士法人 古河法律事務所

設立

2009年10月（法人化は2014年1月）

代表弁護士

志村 和俊（茨城県弁護士会 所属）

事業内容

- 顧問契約
- 法律相談・書類作成
- 民事事件（金銭請求等）
- 離婚事件
- 家事事件・公正証書遺言作成
- 任意整理・過払金返還請求・
破産・個人再生
- 刑事事件
- 相続事件
- 交通事故

所在地

茨城県古河市中央町一丁目10番30号

URL

<https://koga-law.com>

電話番号

0280-21-1551

メールアドレス

info@koga-law.com



事務所理念

「頼れる 身近な 法律事務所」を目指し続け
地域社会の法の支配を実現するとともに
依頼者、スタッフ、弁護士及びそれぞれの
家族の幸福を追求する